

ご旅行条件書（受注型企画旅行）

1. 受注型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社サン・アンド・アドベンチャー(観光庁長官登録旅行業第1746号・以下「当社」といいます)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供をうけることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

(1) 当社がお客様に交付した企画書の内容に関し契約を申し込もうとされるお客様は、所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金と共に当社に提出していただきます。

(2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、全項の規定に関らず会員番号を当社に通知しなければなりません。

(3) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

(6) 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(7) 旅行参加中に特別な配慮を必要とするお客様は、予約申込時にお申し出ください。当社は可能な限りにこれに応じます。なお、お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担とします。

2. 契約締結の拒否

(1) 当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がご持参のクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード規定に従って決済できないとき。

(3) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約の成立時期

(1) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金の銀行及び郵便局などの送金振込・現金書留等の領収書の控えの領収日をもって契約締結の年月日とします。その場合は銀行等の領収書の控えまたは振込明細書等の控えを弊社よりの領収書にかえます。また送金・振込手数料についてはお客様ご負担とさせていただきます。

(2) 当社がお客様と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合は、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。

(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(4) 通信契約は(1)の規定に関らず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 申込み条件

(1) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とする場合があります。

75歳以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願い致します。又、場合によってはご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とする事があります。

(2) 特定の旅行層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特定の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚この場合、医師の診断書又は当社所定の「お伺い書」を提出していただく場合があります。又、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの1部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。妊娠が起因となる保険による補償は適用外の場合が殆どです。妊娠中にご参加の方は、お客様ご自身の責任においてご参加していただくことを条件とします。但し、妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗及び出産予定日ははっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。又、航空機搭乗が予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、お客様のご負担で介助の為の同伴者の同行等を条件とさせて頂く場合があります。

(7) お客様が旅行中に疾病、怪傷その他の自由により、医師の診断又は加療が必要と当社が判断する場合は、当社は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせて頂く場合があります。尚、これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。

(8) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。又、お客様のご都合により旅行の行程から脱退する場合は、事前にご希望の旨及び後継の有無、後継の予定日時等の連絡が必要です。

(9) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

6. 旅行契約書面と最終日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は契約書面に記載するところによります。

(2) 前項の契約書面を補充する書面として、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関及び、宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までににお渡し

します。(当社は旅行開始日の7日前頃にはお渡しできるよう努力いたします。)但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。年末・年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。尚、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。確定書面を交付した場合、当社が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービスの範囲は当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払時期と旅行代金の変更

(1) 旅行代金の額を受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

(2) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。この場合お客様は、旅行開始前に企画料又は取消料を支払うことなく契約を解除することが可能です。適用運賃・料金が減額された場合は、その変更差額だけ旅行代金を変更します。

(3) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

6. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

7. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) お客様から取消料を頂く場合

① お客様は企画書面記載の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

② 当社の責任とならない各種ローンの取扱ひ手続上及びその他渡航手続又は諸手続上の事由に基づきお取り消しになる場合も含まれます。お取消時すでに渡航手続を開始又は終了している場合には、本項の取消料の他に渡航手続所要費および渡航手続代行料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続費用相当額が支払われる保険があります。

(2) お客様から取消料を頂かない場合

① お客様は旅行開始前にお取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

② 当社によって契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第10項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

③ 旅行代金が増額改定されたとき、5②に上げる事由によるもの。

④ 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合において、より旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑤ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しない場合

⑥ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑦ お客様は旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げた時は(1)の規定に関らず、企画料・取消料が払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

⑧ 当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料・連絡料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

8. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。

(2) 本項(1)の規定は、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または重過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくはは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくはは旅行の中止

(ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病、その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由による隔離またはこれらによって生じる損害、旅行日程の変更、中止
(ニ)自由行動中の事故 (オ)食中毒 (カ)盗難
(キ)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
(ク)運送・宿泊機関等の事故、火災損害により発生する損害
(4)現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルムその他約款の特別補償に定める品物については、当社は賠償の責を負いません。
(5)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額は1人様当たり最高15万円まで(当社に故意または重大過失がある場合を除く)とします。

9. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶発的な外來の事故により生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別添特別補償規定により、下記の補償金及び見舞金を支払います。
死亡補償金として海外旅行2,500万円、国内旅行1,500万円
入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円から40万円、国内旅行2万円～20万円
通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円から10万円、国内旅行1万円～5万円
携行品に係る損害賠償として15万円を限度(但し、一個又は一対についての補償限度は10万円です。)

当該企画旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

10. 旅程保証

(1)当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に下表に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内支払います。

但し当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とし、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
当社は下記的事由契約内容の変更が生じた場合には変更補償金を支払いません。

(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ヘ)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0	2. 0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0	2. 0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いも

のへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによりします。

注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

11. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償をしなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

12. お客様が出発までに実施する事項

①旅券・査証について

旅券：渡航先に必要な旅券の残存期間をご確認ください。

査証：渡航先が査証が必要かどうかご確認ください。

予防接種：渡航先が予防接種が必要かどうかご確認ください。

14. 燃油サーチャージ

(1)燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がございますので、旅行代金と併せて日本円でお支払ください。

(2)契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合にはその減額分をすみやかに払い戻します。

(3)お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約を解除される場合は規定の取消料を申し受けます。但し、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

14. その他

(1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社は、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3)海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者の賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問合わせください。

(4)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

(5)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(6)保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(7)海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が与えられている場合があります。お申し込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

また「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

外務省海外安全相談センター：03-5501-8162

国際・海外安全情報FAXサービス：0570-02-3300でもご確認ください。

(8)渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の取扱について

イ、「十分注意して下さい」

(イ)通常通り催行いたしますが、当社に於て渡航情報(危険情報)の書面をお受け取り下さい。

(ロ)契約成立後に取消された場合には、第13項に定める取消料をお支払いいただきます。

ロ、「渡航の是非を検討してください」

(イ)当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付いたします。

(ロ)書面を受け取り説明を受けた時点での契約解除は取消料を収受いたしません。一旦ご了解いただいた後の契約解除の場合は、第13項に定める取消料をお支払いいただきます。

(ハ)渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する事があります。

ハ、「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」⇒催行を中止いたします。

(9)個人情報の取扱いについて

イ、当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ、当社の旅行商品及びサービスの紹介並びにお客様にとって有用と思われる提携先の商品・サービス等を紹介する為、今後、当社からのダイレクトメールの発送等の為にお客様の個人情報のうち、ご住所・ご氏名・お電話番号・Eメールアドレスの情報を利

用させていただきます。
ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社のホームページでご確認下さい。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-6-4 H10平河町503
電話：03-6265-6284／FAX：03-6265-6281 E-Mail：tokyo@club-azul.jp
観光庁長官登録旅行業 第 1746 号 (社)日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者：中山恵